

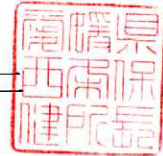
許可番号 03820048652

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県新居浜市瀬戸町3番82号
氏名 有限会社高橋産業
代表取締役 佐々木 雄介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 6年 8月14日
令和11年 8月13日

1. 事業の範囲

中間処分

破碎処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類
以上8種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

1基

設置場所：新居浜市船木字高祖甲5396番1

設置年月日：令和6年5月31日

処理能力：2.88t/日（廃プラスチック類）、2.56t/日（紙くず）、
3.04t/日（木くず）、1.84t/日（繊維くず）、
2.88t/日（ゴムくず）、3.92t/日（金属くず）、
3.68t/日（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」）、
4.48t/日（がれき類）

(2) 保管場所

1箇所

設置場所：新居浜市船木字高祖甲5396番1

保管面積：40.32㎡

保管容量：29.37m³

保管する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

令和 6年 8月14日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無